

ぐるなび法人向けサービス利用条件(法人企業向け)

第1章 総則

第1条（本条件の適用及び契約の成立）

ぐるなび法人向けサービス利用条件（以下「本条件」という）は、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）が提供する当社の加盟店である飲食店等（以下「当社加盟店」という）が販売する商品等（以下「本商品」という）の受発注及びその代金の支払いのためのサービス（以下「本サービス」といい、次条にて定義する）の利用にかかる申込みを行い、当社がこれを承諾した者（以下「利用者」という）が、本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

第2条（本サービス）

1 当社は、利用者に対して、本サービスとして、当社が発行し、又は運営するデジタル及びアナログの媒体（ウェブサイト、カタログ誌を含むがこれらに限られない。以下「ウェブサイト等」という）、コールセンターその他の当社が定める方法を用いて、以下のいずれかのサービスを提供する。

- 取次サービス
 - 当社が以下の業務を行うサービス
 - 本サービスにおいて当社加盟店が販売する本商品にかかる販売者の名称・住所、本商品の内容、注文条件その他利用者が本商品を注文するために必要な情報（以下「掲載情報」という）を利用者に提供する業務
 - 利用者及び当社加盟店間における本商品の受発注（注文内容の変更、キャンセルを含む）を取り次ぐ業務
 - 利用者に代わって当社加盟店に対し本商品の代金を支払う業務
 - 販売サービス
 - 当社が利用者に対して本商品を販売するサービス
- 利用者は、当社が利用者のために前項第1号の業務を行うことにつき、予め承諾する。
- 当社は、第1項第1号の業務を行うことにつき、当社加盟店から予め承諾を得ていることを保証する。
- 当社は、その数量をもって、本サービスを利用して利用者が注文できる本商品の代金総額の上限（以下「注文限度額」という）を設定することができる。当社は、その数量をもって、注文限度額を変更することができ、注文限度額を設定又は変更した場合は、速やかに利用者に対しその旨を通知する。
- 当社は、その数量をもって、利用者に予告することなく、本サービスの詳細（掲載情報を提供する媒体の種類その他の本サービスにかかる仕様、本諸条件を含むがこれらに限られない）を変更することができる。

第3条（本契約の成立）

- 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）は、当社所定の申請書（以下「本申請書」という）を提出することにより、本サービスの利用を申し込みのとする。当社は、かかる申込みをもって利用者が本条件に同意したものとみなす。
- 当社は、利用希望者による本申請書の提出後、利用希望者による本サービスの利用の可否について当社所定の審査基準に従って審査する。なお利用希望者は、以下の各号に該当する場合、利用希望者は本サービスを利用できないことがあることを了承する。この場合、当社は、遅滞なく利用希望者に対しその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由及び本サービスを利用することができない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
 - 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - 申請書の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
 - 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
 - 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係性があると当社が判断した場合
 - その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不当であると判断した場合
- 本条件に基づき、当社と利用希望者との間の本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」という）は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条（通知・届出）

- 当社から利用者に対する通知は、本申請書により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、利用者の住所への書面の送付又は当社のウェブサイト（以下「当社サイト」という）若しくは利用者に提供する管理システム（以下「管理システム」という）への掲載等、当社が適当と判断した方法によるものとする。なお、当社が電子メールの送信、書面の送付又は当社サイト若しくは管理システムへの掲載により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点、書面を発送した時点又は当社サイト若しくは管理システムにおいて送信可能化した時点で到達したものとみなす。
- 利用者は、本申請書の記載事項に変更が生じる場合は、事前に（やむを得ない場合は事後遅滞なく）、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとする。
- 当社から利用者への通知について、利用者はこれを確認する。利用者が当社からの通知を確認せず、又は利用者による届出義務の懈怠により延着若しくは不到達となった場合、これによって、利用者に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとする。

第5条（約款の変更）

- 当社は、本条件に定める権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、利用者に通知することなく変更することができるものとする。
- 利用者的一般の利益に適合する本条件の変更については、当社が本申請書で指定する本条件を掲載したウェブサイト（以下「約款ページ」という）上に改定後の本条件を掲載し周知することで、本条件を変更することができる。この場合、当社は変更の効力発生日（以下「改定日」という）を定めるものとし、当該改定日をもって改定後の本条件が利用者に適用される。
- 本条件の目的に反せず変更の必要性がある場合は、当社は、本条件の改定日の 2 週間（当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間）前までに約款ページ上に改定後の本条件を掲載し周知した上で、本条件を変更することができる。この場合、当該改定日をもって改定後の本条件が適用される。なお、本条件の変更例は、以下に掲げるとおりとするが、これらに限られない。（変更例）
 - 新たな個別サービスの追加（有料の個別サービスを除く）

- 従前の個別サービスの陳腐化に伴う変更及び廃止
- 違法又は不当行為を防止するための禁止項目の追加
- 違法又は不当行為を防止するための権利の制限
- 個別サービスの品質を維持するための料金値上げ 等

第6条（契約期間）

- 本契約の契約期間（以下「本契約期間」という）は、本申請書記載の申込日より1年間とする。
- 本契約は、本契約期間の満了日の1ヶ月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の意思表示がなされた場合を除き、同一条件にて1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第7条（本商品の注文）

- 利用者は、本商品の注文を行う場合、本サービスを経由して本商品購入のための詳細条件（本商品の品名、対価、数量、納入場所を含むがこれらに限られず、以下「取引条件」という）を当社に対して通知する。注文内容の変更又はキャンセルを行う場合も同様とする。
- 利用者は、掲載情報によって利用者へ提供される本商品の注文条件等（以下「注文条件等」という）に従って前項の注文又はその変更若しくはキャンセル（以下「本商品注文」という）を行わなければならない。
- 当社は、本商品注文を受けた場合、その諾否を利用者に通知する。なお、本商品注文が取次サービスによるものであった場合、当社は速やかに当社加盟店に諾否を確認したうえで利用者に通知を行うものとする。
- 当社は、利用者による本商品注文が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社の判断により本商品注文をキャンセルすることができる。
 - 本商品注文が注文条件等に適合しない場合
 - 本商品注文が当該注文を行う権限がない者からのものであると当社が判断した場合
 - 本商品注文時点における本商品にかかる未払い代金の総額（当該本商品注文時点において成立している本商品の販売にかかる契約（以下「本商品販売契約」という）の対象となる本商品にかかる各代金のうち、当社に支払いがなされていないものの総額に当該本商品注文の対象となる本商品にかかる代金を加えた額をいう）が注文限度額を超えた場合
 - 本商品注文時点において注文先の当社加盟店が当社加盟店たる資格を喪失していた場合
 - その他本商品注文を当社加盟店に取り次ぐこと、又は当社が本商品を販売することが不当と当社が判断する場合

第8条（本商品の配送）

- 利用者は、本商品注文に際して、対象となる本商品の配送先を利用者以外の第三者とすることを指示することができる。
- 利用者が取次サービスを利用している場合において、前項の指示があったときは、当社は、当社加盟店をして本商品を利用者の指示に従い配送せしめるものとする。

第9条（本商品代金額の確認）

- 当社は、各月1日より各月末日まで（以下「計算期間」という）の利用者による本商品の注文状況をとりまとめた上で、個別の計算期間における本商品の注文にかかる本商品の代金（以下「本商品代金」という）の合計額の通知を計算期間の翌月 10 日を目処に利用者に対して行う。なお、本項における注文状況のとりまとめは、個別の本商品注文の対象となった本商品の利用者への発送手配が完了した旨当社にて確認できた日を基準とする。
- 前項の請求額の正確性又は正当性に疑義があると利用者が判断した場合、利用者は、前項の通知を受けた日が属する月の 20 日までに異議を申し立てることができる。かかる期日までに利用者が異議を申立てなかった場合、当社は、前項の請求額につき、利用者による承認があったものとみなすことができる。
- 利用者が前項の期日までに第1項の請求額について異議を申し立てた場合、当社は、その正確性又は正当性について速やかに調査し、利用者は、かかる調査に協力する。

第2章 取次サービス

第10条（適用）

本章の定めは、利用者が本サービスのうち、取次サービスを利用するにあたり適用される。

第11条（取次サービスにおける本商品販売契約）

- 取次サービスにおける本商品販売契約は、第 7 条（本商品の注文）第 3 項に基づき当社が利用者に本商品注文の承諾を通知した場合に、利用者と当社加盟店との間で成立する。なお、取次サービスにおいて当社は本商品販売契約の当事者にならず、本商品販売契約について、当社加盟店を代理して当該契約を締結する権限を有するものではない。
- 第 7 条（本商品の注文）第 1 項及び第 2 項の定めに基づき利用者が本商品の注文内容の変更又はキャンセルを行う場合、当社は注文内容の変更又はキャンセルについて当社加盟店に取り次ぐのみであり、利用者は、自己の責任と負担において、当社加盟店との承諾を取り付けないものとする。この場合、利用者は、かかる変更又はキャンセルの内容を当社に直ちに通知する。

第12条（当社による本商品代金の支払い）

- 当社は、本商品代金を、計算期間の翌月末日又は当社及び当社加盟店が合意する期日までに、利用者に代わって各当社加盟店に対して支払う。
- 前項の定めにかかわらず、当社は、第 9 条（本商品代金額の確認）第3項の調査のために必要があると判断した場合、前項に基づき当社加盟店に対して支払うべき本商品代金のうち、同条同項の調査の対象となるものについて、その支払いを留保することができる。この場合、かかる支払いの留保に起因し又はこれに関連して利用者又は当社と当社加盟店との間で生じる紛争については、利用者が、利用者の責任と負担でこれを解決し、当社に対し迷惑を付けない。
- 当社は、前項に基づき支払いを留保した本商品代金の正確性又は正当性が確認できた場合は、利用者及び当社が別段の合意をした場合を除き、かかる本商品代金を利用者に代わって当社加盟店に対して速やかに支払う。なお、当該本商品代金には利息、遅延損害金は付さない。
- 当社が第1項又は前項の定めに基づき本商品代金を支払った場合は、利用者は、当社が支払った限度において、当社加盟店に対する本商品代金支払い義務を免れる。

第13条（本商品代金の直接支払いに関する制限）
利用者が、その理由の如何を問わず、前条の定めによらず、本商品代金を当社の関与なく直接当社加盟店に支払った場合は、利用者は、当該支払いを当社に対抗することができず、当該支払いによって生じる一切の危険を負担する。但し、書面による当社の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

第14条（取次サービスにおける契約不適合責任）

- 当社は、取次サービスにおいて、本商品に不適合（本商品の破損、不備、欠陥（製造物責任制限法上の欠陥を含む）、腐敗、変敗、異物の混入又は添加、数量不足等及び第三者の権利侵害等を含み、以下総称して「契約不適合」という）があった場合であり、利用者が本商品の交換を決定したときは、当社加盟店をして契約不適合のない交換品を提供せしめることについてのみ責任を負う。
- 当社は、前項に定める場合を除き、取次サービスにおける本商品の契約不適合につき、一切の責任を負わないものとする。

第15条（取次サービスにおける責任）

- 当社が利用者にかわって行う本商品代金の支払い及び前条に定める契約不適合責任を除いて、取次サービスの本商品販売契約に基づく権利の行使及び義務の履行は、利用者の責任と負担において、当社加盟店に対し利用者が直接行う。
- 取次サービスの本商品販売契約に起因し、又はこれに関連して利用者又は利用者に関連する第三者と当社加盟店との間に紛争が生じた場合（当該紛争の原因が前条の契約不適合責任に基づく場合を除く）、利用者は、当該紛争に関し当社を免责するとともに、利用者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
- 当社は、当社の数量において、当社加盟店による本商品販売契約の適切な履行を確保するために必要な措置を講じることができる。かかる措置を講じる際に利用者の協力が必要であると当社が認めた場合、利用者は、当社を要請に従い、これに協力する。但し、当社は、利用者に対し、本商品販売契約の履行について当社加盟店を管理する義務及び責任を負担するものではなく、かかる措置は、当社加盟店による本商品販売契約の適切な履行を保証するものではない。
- 掲載情報は、ウェブサイト等のデジタル媒体及びカタログ等のアナログ媒体を通じて当社加盟店の責任において利用者へ提供されるものであり、当社は、当社が提供主体と異なるもの以外の掲載情報の完全性、正確性及び有効性を保証しない。
- 取次サービスにおいて、本商品は当社加盟店の責任において販売されるものであり、本商品に起因し又はこれに関連して利用者又は利用者に関連する第三者に生じるいかなる不利益・損害又は得べかりし利益について、その原因の如何を問わず、当社はこれを保証せず、填補しない。

第16条（本商品の配送にかかる責任）

取次サービスにおける本商品の配送にかかる当社の責任は、利用者の指示を当社加盟店に伝えることに限られるものとし、本商品の配送に関連して、利用者又は利用者に関連する第三者に生じるいかなる不利益・損害又は得べかりし利益について、その原因の如何を問わず、当社はこれを保証せず、填補しない。

第3章 販売サービス

第17条（適用）

本章の定めは、利用者が本サービスのうち、販売サービスを利用するにあたり適用される。

第18条（販売サービスにおける本商品販売契約）

- 販売サービスにおける本商品販売契約は、利用者が本サービスを經由して本商品注文を行い、第 7 条（本商品の注文）第 3 項の定めに基づき利用者に本商品注文に対する承諾の通知を行った時点で、利用者と当社との間で成立する。
- 販売サービスにおける本商品販売契約成立後、利用者の都合によるキャンセル又は変更はできないものとする。

第19条（本商品の納入）

- 当社は、利用者より本サービスを經由して本商品注文があった場合には、当該注文にかかる本商品販売契約の定めに基づき、速やかに本商品の納入を行うものとする。なお、当社は自らの責任において、第三者（本商品の製造業者を含むがこれに限られない）をして本商品の納入を行わせることができる。
- 本商品の納入に係わる費用については、当社の負担とする。

第20条（検品及び検収）

- 利用者は、当社より納入された本商品につき、納入後5営業日（当社の営業日を基準とし、以下「検品期間」という）以内に、別途当社利用者協議の上定める審査基準に基づき本商品が取引条件を満たしているか否かの検査（以下「検品」という）を実施し、合格したものを検収する。
- 利用者は、前項の検品の結果、当該本商品が取引条件を満たさないと判断した場合、検品期間内にその旨及び検品結果の詳細を当社に通知するものとする。この場合、当社は、利用者の選択に従い、当該商品の補修にかかる費用の支払い又は商品の交換を行うものとする。
- 利用者が検品期間内に、当社に対し検品の結果につき何らの通知もしない場合は、当該期間の満了をもって当該商品が検品に合格したものとみなす。

第21条（所有権の移転）

- 本商品の所有権は、利用者による本商品の検収が完了した時点で当社から利用者に移転するものとする。
- 本商品の納入前に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の損害は、利用者の責に帰すべきものを除き当社の負担とし、商品の納入後に生じたこれらの損害は、当社の責に帰すべきものを除き、利用者 が負担する。
- 利用者が当社に本商品を返品する場合、その所有権及び危険負担は、本商品の在庫場所にて利用者から当社又は当社の指定する第三者へ商品を引き渡した時点で利用者より当社へ移転するものとする。

第22条（利用者による本商品代金の支払い）

- 利用者は、（計算期間に当社から購入した本商品代金の合計額を、計算期間の翌月末日までに、当社が指定する金融機関の口座に振込送金により当社に支払うものとする。但し、当社及び利用者 が別段の合意をした場合は、この限りでない）。
- 本商品代金の支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

第23条（本商品の返品）

- 利用者は、第 20 条（検品及び検収）に定める検収が完了した後においては、本商品の返品を行うことができない。但し、第 25 条（販売サービスにおける契約不適合責

任）第 2 項に該当する場合、若しくは当社の責に起因して販売サービスにおける本商品販売契約が解除され、かつ解除日時点において、利用者の当社に対する購入代金の支払いが完了していない場合は、この限りでない。

2 本条に基づく本商品の返品にかかる費用は、当社の負担とする。

第24条（品質表示等）

当社は、販売サービスにおける本商品に日本国内の関係法令、規則、規約等により定められた品質や規格等の表示を付すこと、並びに適正な取扱説明書や指示・警告表示等を付すことにより、本商品による事故等の防止と利用者の顧客の安全確保に努めるものとする。

第25条（販売サービスにおける契約不適合責任）

- 当社は、本商品の検収完了後は、本商品に契約不適合が発見されても、責任を負わないものとする。
- 前項の定めにかかわらず、本商品の契約不適合が当社又は本商品の製造業者の故意又は過失に起因する場合、当社は、本商品の検収完了後であっても、本商品の賞味期限又は消費期限内（賞味期限又は消費期限の定めがない商品については引渡後 6 カ月間）は、利用者の指示に従い、代替品を利用者に納入し又は本商品の代金を減額するものとする。
- 前項の場合、当社は利用者が本商品に関して被った損害を賠償するものとする。
- 利用者は本商品に契約不適合が発見された場合、当社に速やかに通知するものとする。

第4章 その他一般条項

第26条（禁止事項）

- 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならない。
 - 誤認混同を生じさせるおそれのある情報、事実と異なる情報又は真実性が疑わしい情報を当社又は当社加盟店に提供する行為
 - 詐欺その他不正に利益を得る目的の行為
 - 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - 公序良俗に反する行為
 - 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又は助長する行為
 - 当社又は当社加盟店その他第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
 - 有害なコンピュータウイルス又はプログラム等を送信する行為
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為又は第三者に本サービスを利用させる行為
 - 本サービスの趣旨から著しく逸脱した行為
 - その他当社が不適切と判断する行為
- 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為を利用者が行ったと判断した場合、利用者に対して当該行為の中止を求め、又は本サービスの提供を停止することができる。

第27条（本サービスの提供の停止）

- 当社は、下記各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を予告なく停止することができる。
 - 当社又は通信事業者等の設備の事故、災害、メンテナンス、バージョンアップ、その他技術的理由及びウェブサイト等の大幅な改定により本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - 当社の責に帰さない事由により本サービスの提供が不能又は困難な場合
- 当社は、利用者が本契約又は本諸条件に違反した場合、本サービスの提供を予告なく停止することができる。
- 前二項の場合、当社は、利用者に対する債務の不履行から免責されるものとし、これによるいかなる損害も負担しない。

第28条（業務委託）

当社は、自らの責任において、本サービスの提供にかかる業務を第三者に委託することができる。

第29条（不可抗力）

当社は、天災、地変、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、運送事業者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約及び本商品販売契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、利用者にいかなる責任も負わないものとする。

第30条（非保証）

当社は、本条件に別段の定めがある場合を除き、利用者への本サービスの提供に関し、明示的又は黙示的であるかを問わず、期待若しくは特定の目的への適合性、機能及び効果の有効性、完全性、有用性又はシステムへの脅威に対する安全性についていかなる保証も行わない。

第31条（秘密保持）

- 利用者及び当社は、本サービスを通じて直接的又は間接的に知り得た相手方の技術上、業務上の一切の情報（次条に定義される個人情報を除き、以下「秘密情報」という）を善良な管理者の注意をもって秘密に保持し、書面による相手方の事前の承諾を得た場合を除き、第三者（本サービスの提供に際し秘密情報に接する必要のある自己の従業員・役員等を除く）に開示若しくは漏洩し、又は本サービスの提供若しくは利用以外の目的で使用してはならない。但し、下記各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。
 - 知得する時に、既に公知となっているもの
 - 知得する時に、既に自己が有しているもの
 - 知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
 - 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したものの
 - 相手方の秘密情報とは無関係に、独自に開発したもの
- 前項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則（金融商品取引所定める規程・規則を含む）上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要求された場合、利用者及び当社は、強制された範囲で秘密情報を開示することができる。但し、利用者及び当社は、開示前又は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知する。
- 利用者及び当社は、秘密情報の漏洩があった場合又はそのおそれがある場合は、速やかに相手方に通知するとともに、相手方の指示に従い、自らの負担において損害の拡大防止のために必要な措置を講じる。

- 当社は、利用者が本サービスを通じて当社に提供した利用者の役職員及び本商品の配送先等にかかる氏名、連絡先その他の個人情報(以下「個人情報」という)を本サービスの提供以外の目的で使用してはならない。
- 当社は、当社加盟店に対して、当社加盟店が本商品販売契約に基づき負担する債務を履行するために必要な範囲で個人情報を提供することができる。
- 当社は、第 28 条(業務委託)に基づく委託先に対し、本サービスの提供にかかる業務の遂行に必要な範囲で個人情報を自らの責任において提供することができる。
- 前二項に定める場合を除き、当社は、利用者の事前の承諾を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。
- 前各項に定めるものの他、利用者及び当社は、本契約上の業務の履行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、個人情報保護委員会が定めるガイドライン、その他関連する法令(告示、指針等を含み、以下あわせて「個人情報保護法等」という)を遵守するとともに、相手方当事者に個人情報保護法等を遵守していることを表明及び保証する。また、利用者は、本商品の配送等に際し、個人情報を当社提供するにあたり、あらかじめ個人情報の共有主体に対し、「本商品の注文手続き、発送の手配、問合わせ対応のために委託先へ提供すること」を含む個人情報の利用目的を通知するものとする。

第33条 (権利の留保)

本サービスの提供は、本契約に基づく本サービスの利用に関する許諾以外に、当社から利用者に対する、本サービスに関する著作権等の知的財産権又は他のいかなる権利の許諾、譲渡、移転を意図したものでなく、これらの権利は、全て当社に留保されている。

第34条 (権利義務の承継等)

利用者及び当社は、書面による相手方の事前の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に承継させ(合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない)、又は担保に供してはならない。

第35条 (契約の解除等)

- 利用者及び当社は、相手方が下記各号のいずれかに該当する場合、相手方に対して何ら通知及び催告をすることなく、直ちに本契約及び販売サービスにおける本商品販売契約を解除することができる。
 - 正当な理由なく第 12 条及び第 22 条に基づく支払いを 1 回でも怠ったとき
 - 重大な過失又は背信行為があったとき
 - 本契約又は本諸条件に違反した場合(但し、第1号、前号又は第 14 号に該当する場合を除く)において、1ヶ月間の期間を定めて催告し、この期間内に当該違反が是正されなとき
 - 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
 - 第三者より差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行又は競売の申立てを受けたとき
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、
 - 特定調停その他これに類する手続の申立てがあったとき
 - 解散又は合併の決議をしたとき
 - 手形交換所から警告又は不渡り処分を受けたとき
 - 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると判断されるとき
 - 反社会的勢力に属すると判断されるとき又は反社会的勢力との関連性が認められると判断されるとき
 - 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなると判断されるとき
 - その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したものと判断されるとき
- 利用者が前項各号のいずれかに該当する場合は、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務(本契約及び販売サービスにおける本商品販売契約により生じる金銭債務を含むがこれに限られない)を直ちに弁済する。
 - 第 1 項に定める解除権の行使は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 利用者及び当社は、1ヶ月前までに相手方に対して書面により通知することにより、損害賠償責任その他何らの責任を負うことなく、本契約を解除することができる。

第36条 (反社会的勢力の排除)

- 利用者及び当社は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)
 - 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - 自己又はその役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的義務を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - その他前各号のいずれかに準ずる行為
- 利用者又は当社が第 1 項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の表明保証又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方当事者は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約について、履行を停止し、又は解除することができるとともに、かかる違反又は虚偽申告により被った損害の賠償を請求することができる。
- 前項に基づき本契約を解除された当事者は、前項により本契約について履行を停止され又は解除されたことにより生じた損害について相手方当事者に対し何ら請求できない。

第37条 (契約終了後の措置)

本契約が終了(終了事由の如何を問わない)した場合であっても、本商品販売契約が本契

約終了後もなお存するときは、当該本商品販売契約に基づく本商品代金の支払いに関する限り、本契約の定めが適用される。

第38条 (対外公表)

利用者及び当社は、本サービスの提供又は利用について対外的に公表をしようとする場合には、事前に相手方と協議の上、その承諾を得るものとする。

第39条 (残存条項)

前条の定めにかかわらず、第 15 条(取次サービスにおける責任)、第 25 条(販売サービスにおける契約不適合責任)、第 29 条(不可抗力)、第 31 条(秘密保持)、第 32 条(個人情報)、第 34 条(権利義務の承継等)、第 35 条(契約の解除等)第 3 項、第 36 条(反社会的勢力の排除)第 3 項、第 37 条(契約終了後の措置)、本条、第 40 条(損害賠償)、第 41 条(完全合意)、第 42 条(分離可能性)、及び第 43 条(管轄)の定めは、本契約が終了(終了事由の如何を問わない)した後も有効に存続する。但し、第 31 条(秘密保持)の定めは、本契約終了後3年間に限り有効に存続する。

第40条 (損害賠償)

- 当社は、本契約で免責されている場合を除き、本サービスを提供するにあたり、故意又は過失により利用者に損害を生じさせた場合、現実にご利用者に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)に関する限りにおいて賠償する責任を負う。
- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

第41条 (完全合意)

本契約の契約締結以前における利用者及び当社間の明示又は黙示の合意、協議、申し入れは、本契約の内容と矛盾又はこれに抵触する場合はその効力を有しない。

第42条 (分離可能性)

本条件について、いずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

第43条 (管轄)

本契約に関する一切の紛争は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定日 2017 年 7 月 14 日

改定日 2024 年 7 月 3 日